

鳥取県4大学間単位互換科目 履修案内

(令和6年度後期開講科目)

鳥 取 大 学
公立鳥取環境大学
鳥 取 看 護 大 学
鳥 取 短 期 大 学

目 次

1. 単位互換案内	1
2. 各大学の授業時間帯及び授業実施日	3
3. 単位互換教務担当係一覧	5

1. 単位互換案内

令和6年度鳥取県4大学間単位互換科目の受講生を次のとおり募集します。

1) 単位互換の制度について

鳥取大学，公立鳥取環境大学，鳥取看護大学並びに鳥取短期大学は，4大学間の交流と協力を振興し，教育課程の充実を図ることを目的として，単位互換に関する協定を締結しています。

単位互換とは，4大学に在学する学生が，受入大学から提供されている授業科目を履修し，受入大学の評価基準による成績に基づいて在学する大学（派遣大学）で単位として認定を受けようとするものです。

4大学からは，それぞれ特色のある授業科目やユニークな授業科目を提供し，学生諸君の関心や興味に応じた授業を履修できるようにしています。

また，この制度により受け入れられた学生は，「特別聴講学生」といいます。

【出願から履修までの流れ】

単位互換科目履修願の提出	単位互換科目の履修を希望する者は，単位互換科目履修願を派遣大学の教務担当係に提出します。
科目履修の許可	単位互換科目履修願に基づいて科目履修の可否を決定します。科目履修の許可・不許可は，受入大学から，派遣大学の教務担当係を通じて，出願者に通知します。
受 講	受講者には，受入大学において特別聴講学生証が交付されます。 受講並びに受入大学の施設・設備を利用する際には必ず携帯するようにしてください。

2) 授業料について

特別聴講学生に係る検定料，入学料，授業料は必要ありません。ただし，講義・演習等にかかる教材費等については実費を徴収する場合があります。

3) 単位互換対象科目及び履修科目の上限単位数

単位互換対象科目については，各大学のホームページにより確認してください。

なお，各授業の形態（実験・実習等）及び受講人数等によっては，履修できない場合があります。

履修できる科目（単位）の上限は，在学する大学で確認してください。

4) 手続方法等

(1) 受講資格

4 大学に在学する学生で、受入大学が受講を許可した者とし、各大学で「特別聴講学生」として扱われます。

(2) 履修期間

履修する授業科目の開講期間とします。

(3) 履修手続

①「単位互換科目履修願」の提出

履修を希望する科目について、各大学が定める「単位互換科目履修願」を各大学が定める下記の提出期間に、派遣大学教務担当係に提出してください。

提出期間

鳥取大学	令和6年9月 2日 ~ 令和6年9月 6日
公立鳥取環境大学	令和6年9月 2日 ~ 令和6年9月13日
鳥取看護大学	令和6年8月30日 ~ 令和6年9月 6日
鳥取短期大学	令和6年8月30日 ~ 令和6年9月 6日

②科目履修の許可

受入大学において、授業科目履修願等の書類により選考を行い、派遣大学から履修希望者へ科目履修の許可が通知されます。履修を許可された人は、必要に応じて受入大学から指示された書類を、派遣大学を通じて提出してください。

③特別聴講学生証

特別聴講学生は、受入大学が発行する特別聴講学生証を携帯し、受講並びに受入大学の施設・設備等を利用する際には提示等しなければなりません。

なお、受入大学の施設・設備等を利用する場合は、受入大学の教務担当係で指示を受けてください

④履修の辞退

単位互換科目の履修許可を受けた人が、やむを得ない理由により履修を辞退する場合には、派遣大学を通じて辞退届（任意の様式）を速やかに提出しなければなりません。

(4) 履修の形態

履修の形態としては、通常の授業として開講される2単位科目及び1単位科目、集中講義として開講される科目を履修するもの、受入大学から提供される e-learning 教材（DVD 等）を活用して履修するものなどがあります。

いずれの形態の場合もシラバスに記載される期末試験等、もしくはレポート等の成績に基づいて受入大学で成績評価が行われます。

(5) 試験の実施方法

受験上の取扱い及び追試験・再試験の実施等については、受入大学の学則等によります。ただし、派遣大学と受入大学の試験日程が重複した場合には、原則として受入大学の試験を優先し、派遣大学の授業科目については追試験等の措置をすることになります。詳細は、各派遣大学の教務担当係へ問い合わせてください。

(6) 単位認定

受入大学の評価基準による成績通知に基づき、派遣大学の履修単位として認定されます。

5) その他

(1) 保険について

活動中に被った災害又は損害賠償等に備えるために「学生教育研究災害障害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」等の保険に加入してください。

なお、通学中や講義中の事故、ケガ、物損等が発生した際は、受入大学及び派遣大学に速やかに報告してください。

(2) 駐車許可証

原則として公共交通機関を利用してください。

ただし、特別の理由により公共交通機関以外（自動車、バイク等）を利用する場合は、派遣大学の教務担当係経由で、受入大学の教務担当係へ問い合わせてください。

2. 各大学の授業時間割及び授業実施

(1) 各大学の授業時間割

鳥取大学の授業時間割

(後期授業開始10月1日～)

区分	授 業 時 間
1時限	8：45～10：15
2時限	10：30～12：00
3時限	13：00～14：30
4時限	14：45～16：15
5時限	16：30～18：00

公立鳥取環境大学の授業時間割
(後期授業開始10月3日～)

区 分	授 業 時 間
1時限	8:50～10:20
2時限	10:30～12:00
3時限	13:00～14:30
4時限	14:40～16:10
5時限	16:20～17:50

鳥取看護大学の授業時間割
(後期授業開始9月30日～)

区 分	授 業 時 間
1時限	9:00～10:30
2時限	10:45～12:15
3時限	13:00～14:30
4時限	14:45～16:15
5時限	16:30～18:00

鳥取短期大学の授業時間割
(後期授業開始9月30日～)

区 分	授 業 時 間
1時限	9:00～10:30
2時限	10:45～12:15
3時限	13:00～14:30
4時限	14:45～16:15
5時限	16:25～17:55

(2) 授業実施日

各大学の学年暦に沿った形で授業が実施されます。授業実施日を確認した上で、履修手続きを行ってください。

なお、休講・補講が発生する際は、適時日程調整が行われます。

この単位互換の実施についての問い合わせは、所属大学の教務担当係へ問い合わせてください。

3. 鳥取県4大学単位互換に関する教務担当係一覧

鳥取大学

所在地：鳥取市湖山町南4丁目101番地

<https://www.tottori-u.ac.jp/>

学生部教育支援課教務企画係 TEL (0857) 31-5054

地域学部教務係 TEL (0857) 31-5077

工学部教務係 TEL (0857) 31-5186

農学部教務係 TEL (0857) 31-5342

公立鳥取環境大学

所在地：鳥取市若葉台北一丁目1番1号

<https://www.kankyo-u.ac.jp/>

学務課 TEL (0857) 38-6710

鳥取看護大学

所在地：倉吉市福庭854

<https://www.tcn.ac.jp/>

教務係 TEL (0858) 27-2800

鳥取短期大学

所在地：倉吉市福庭854

<https://www.cygnus.ac.jp/>

教務課 TEL (0858) 26-1811

*案内図（所在地・交通機関等）は、各大学・学部のHPを参照してください。